

大学・短期大学基準協会が実施する大学認証評価について

大学認証評価委員会 委員長
九州情報大学
理事長・学長 麻生 隆史



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

目次

- (1) 一般財団法人 大学・短期大学基準協会について(JACA)
- (2) 本協会が行う大学認証評価について
- (3) 大学認証評価と短期大学認証評価の相違点
- (4) 併設の短期大学と同時に評価を受ける場合

(1) 大学・短期大学基準協会 (JACA)について

一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation (JACA)

●沿革

平成6年	「短期大学基準協会」設立
平成17年	短期大学の認証評価実施機関として文部科学大臣から認証 「財団法人 短期大学基準協会」
平成24年	「一般財団法人 短期大学基準協会」
令和2年	大学の認証評価実施機関として文部科学大臣から認証 「一般財団法人 大学・短期大学基準協会」

●主な事業

- (1) 大学及び短期大学の教育研究活動等についての認証評価の実施
- (2) 教育研究水準の向上及び質的充実のための支援
- (3) 自己点検評価・相互評価活動の促進及び支援
- (4) 高等教育の調査研究
- (5) 資料等の刊行及び会報の発刊
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(1) 大学・短期大学基準協会（JACA）について

●短期大学認証評価（平成17年1月認証）

会員短期大学数：262校（令和3年度現在）

短期大学機関別認証評価校数推移

	第1 評価期間						第2 評価期間						第3 評価期間				
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4～R6
評価校数	30	44	51	55	65	83	33	42	56	47	64	48	2	28	40	49	—
	合計：328						合計：290						—				

●大学認証評価（令和2年3月認証）

会員大学数：6校（令和3年度現在）

(2) 本協会が行う大学認証評価について

●目的

個々の大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところにあり、全ての大学(文部科学大臣による設置認可後完成年度を経た大学)を対象に、大学教育の向上・充実の状況を、以下の基本方針に基づき評価します。

●基本方針

- ①大学評価基準に基づく評価
- ②大学の個性を尊重し、大学教育の向上・充実に資する評価

(2) 本協会が行う大学認証評価について

●大学評価基準(4基準、12テーマ、32区分)

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

- A ミッション
- B 教育の効果
- C 内部質保証

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

- A 教育課程
- B 学生支援

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

- A 人的資源
- B 物的資源
- C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源
- D 財的資源

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

- A 大学設置法人の長のリーダーシップ
- B 学長のリーダーシップ
- C ガバナンス

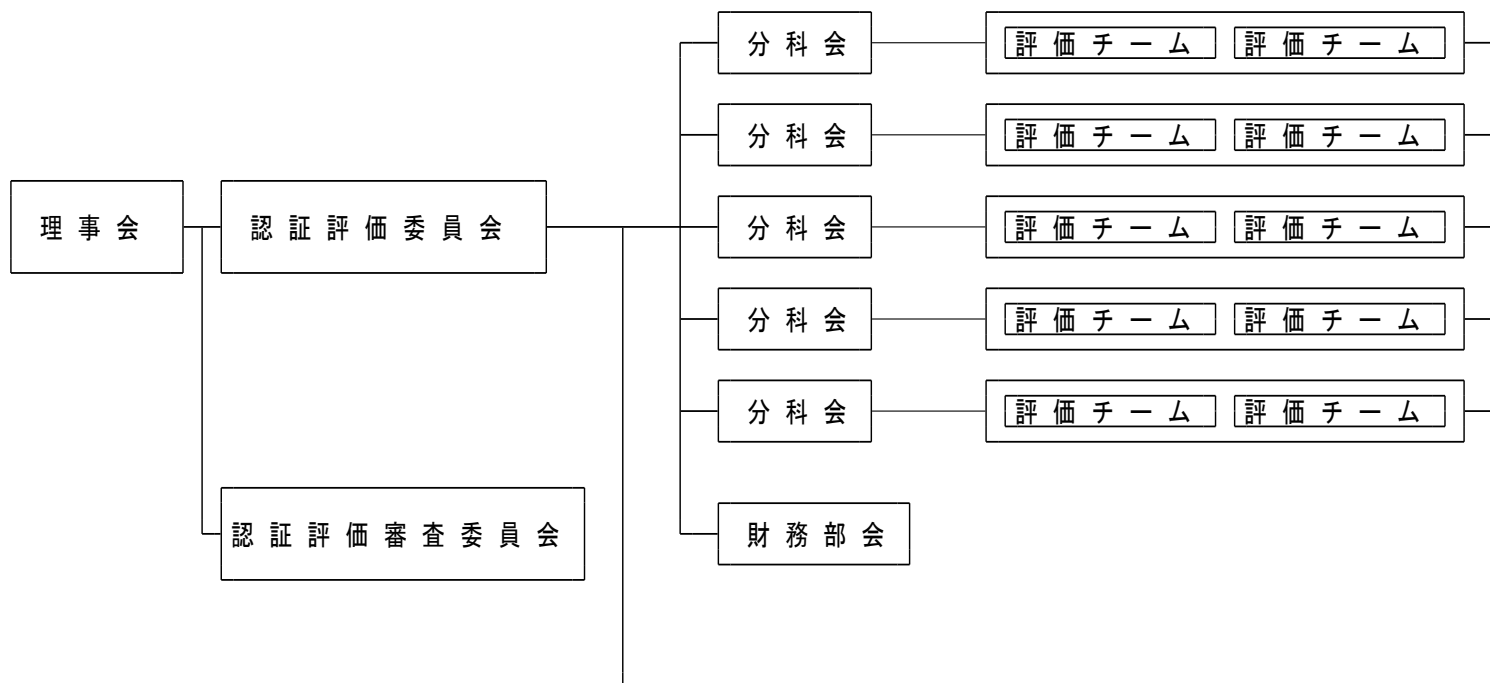
(2) 本協会が行う大学認証評価について

● 認証評価の特色

- ①大学の主体的改革・改善を支援する評価
- ②ピア・レビュー
- ③自己点検・評価に基づく評価
- ④ALO (Accreditation Liaison Officer: 認証評価連絡調整責任者) の配置・育成

(2) 本協会が行う大学認証評価について

●実施体制



(2) 本協会が行う大学認証評価について

●評価員候補者の登録と評価員の研修

会員校には、原則として下表の入学定員規模（通信による教育を行う学部のみを置く大学は別に定めます。）に応じて評価員候補者を推薦し、登録（3年間）。

入学定員規模別区分	推薦人数
入学定員149人以下	2名以上
入学定員150～249人	3名以上
入学定員250～399人	4名以上
入学定員400人以上	5名以上

※評価員に対しては研修等を実施します。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

大学認証評価のスケジュール

認証評価実施の前年度	4月	
	5月	(5月下旬～6月上旬) 次年度認証評価実施要領の通知・申込書送付
	6月	次年度認証評価の申込受付
	7月	(7月末) 次年度認証評価申込締切
	8月	(8月下旬) 各大学の ALO に対する研修会の実施
	9月	(9月中旬) 次年度認証評価の実施校の決定・通知 評価員の委嘱
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
認証評価の実施年度	4月	
	5月	
	6月	(6月末) 自己点検・評価報告書の提出締切
	7月	(7月上旬・中旬) 評価員研修会の実施
	8月	} 書面調査
	9月	
	10月	} 訪問調査
	11月	
	11月	(11月上旬) 基準別評価票最終提出締切
	11月	(11月中旬) 分科会の開催
	12月	(12月下旬) 機関別評価案を内示
	1月	(1月下旬) 異議申立て意見申立て締切
	1月	(1月下旬～2月上旬) 認証評価審査委員会による審査
	2月	
	3月	(3月下旬) 機関別評価の決定・通知、評価結果の公表

大学の自己点検・評価活動

(2) 本協会が行う大学認証評価について

認証評価の実施方法

●自己点検・評価報告書の作成

評価を受ける大学は、評価校マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には大学全体として、必要に応じて学部、研究科ごとに教育活動等の自己点検・評価を記述します。また、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を記述します。

この報告書(評価校マニュアルに記載の提出資料を含む。)は、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付します。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

認証評価の実施方法

●各評価員による評価

評価員は、送付された自己点検・評価報告書(提出資料を含む。)による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該大学の状況を把握・分析・評価します。

その評価は、大学評価基準に定める区分ごとに、当該大学が大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

認証評価の実施方法

●評価チームによる基準別評価

訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめます。この場合の評価も上記と同様、大学評価基準に定める基準それぞれに、当該大学の状況が大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。

評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点及び早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめます。

評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

認証評価の実施方法

●評価委員会による機関別評価

分科会における機関別評価原案の作成

評価を受ける大学数に応じて設けられた分科会においては、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成します。

機関別評価原案の構成

1. 総評
2. 三つの意見
 - (1) 特に優れた試みと評価できる事項
 - (2) 向上・充実のための課題
 - (3) 早急に改善を要すると判断される事項
3. 各基準の評価

(2) 本協会が行う大学認証評価について

認証評価の実施方法

●評価委員会による機関別評価

評価委員会における機関別評価案の作成

評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。

・適格

4基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。

※「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見(改善意見)を付すことがあります。

・不適格

①4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とします。

②自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。

機関別評価案の内示

評価委員会が作成した機関別評価案を当該大学に内示します。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

●異議申立て及び意見申立ての機会

認証評価において、評価の結果は大学における教育研究活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。そのため機関別評価を決定する前に、機関別評価案を当該大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては機関別評価の判定及び各基準の判定を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。

当該大学は内示を受けた後、30日以内に異議申立て及び意見申立てを行うことができますが、期日までに申立てがなかった場合は、機関別評価案を受け入れたものとみなします。

異議申立てについては、審査委員会において審査を行い、その結果を理事会へ報告します。意見申立てについては、評価委員会において審議を行い、その結果を審査委員会及び理事会へ報告します。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

●理事会による機関別評価の決定

理事会は、機関別評価案等に基づいて評価を決定します。

●評価の公正性の確保

評価の公正を期するため、本協会が評価を受ける大学の利害関係者と認める者は、当該大学の評価業務に従事させないものとします。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

●適格に改善意見を付された場合の取扱い

機関別評価結果において、「適格」の判定に改善意見を付された大学は、本協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受ける必要があります。

評価の結果、問題の改善が見られる場合には、その旨公表します。改善が見られない場合には、再度、改善意見を付し、その旨公表します。

●再評価

機関別評価結果において「不適格」と判定された大学は、改善が必要とされた事項について、本協会が指定する期間内に、所定の手続きに従って報告書を提出し、再評価を受けることができます。

再評価は、改善が必要とされた事項についての改善状況の可否について評価を行うとともに、本評価の結果と合わせて、「適格」又は「不適格」の判定を行い、その結果を公表します。

●認証評価結果の再判定

機関別評価結果を「適格」と通知した後に、①4基準を満たさない、②自己点検・評価報告書に虚偽記載がある、③重大な法令違反がある、とのおそれがある場合は、評価委員会において該当事項の調査を行います。調査の結果、該当事項があると認められる場合には、「不適格」と再判定し、その旨を当該大学に通知するとともに公表します。

(2) 本協会が行う大学認証評価について

● 認証評価に係る手数料(消費税別)

- ① 会員大学が評価を受ける場合の手数料の額は1大学1,800,000円に、1学部あたり400,000円、1研究科あたり200,000円を加算した額とします。
- ② 非会員大学が評価を受ける場合の手数料の額は、①の額に7年分の会費相当額を加算した額とします。
- ③ 夜間学部(研究科)について、同じ種類の昼間学部(研究科)を開設している場合は、それらを1学部(研究科)として手数料を徴取します。
- ④ 通信教育を行う学部(研究科)について、昼間又は夜間において授業を行う学部(研究科)が通信教育を併せて行う場合は、それらを1学部(研究科)として手数料を徴取します。
- ⑤ 学年進行中の学部(研究科)(当該年度開設を含む)については、それぞれ1学部(研究科)として手数料を徴取します。

※訪問調査時の評価員の旅費は、本協会で負担

(3) 大学認証評価と短期大学認証評価の相違点

- ・大学評価基準は「観点」がない、短期大学評価基準のような「観点」は「参考」にしている。
- ・自己点検・評価報告書の基礎データの一部が異なる

(4) 併設の短期大学と同時に評価を受ける場合

●書面調査

- ①提出資料・備付資料は、同一・類似するものが多いため、準備しやすい
- ②基準Ⅳの学校法人関係の自己点検・評価は同様の記述ができる
- ③評価基準の構成(4基準12テーマ)が類似するため、報告書が作成しやすい

●訪問調査

- ①希望があれば、併設の短期大学と同時に訪問調査ができるように協会で調整
- ②基準Ⅳの面談が同時に実施可能

※上記のことについて、評価校の負担軽減につながると考えられる。